

税務、社会保険その他に関する最新情報

2018年3月



内容

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の内容に関する重要な最新のガイダンスについてご案内させていただきます。

1.



税込み所得と税抜き所得の両方がある場合の個人所得税の税額計算

2.



外国投資企業に対する他社製造物品の見なし輸出はまだ認可されず

3.



本社所在地とは異なる省・都市での据付サービスを伴う機械設備販売に関わる付加価値税の納税

4.



13ヶ月目の給与は社会保険の対象外

5.



関連者間取引がある会社の非関連者への借入利息



1. 税込み所得と税抜き所得の両方がある場合の個人所得税の税額計算

ベトナム居住者となる外国人に対して税込みでのグロス所得と税抜きでのネット所得の両方の支払い形態がある場合の個人所得税額計算に関するガイダンスが、2017年12月20日付けOfficial Letter 81831/CT-TTHTとしてハノイ市税務局から発行されました。このガイダンスは、以下のような取り決めを会社との間で行っている場合に対する内容です。



税込みでのグロス給与: 従業員側が個人所得税を納税する義務を負います。



会社が従業員のために支払う現物給与に該当する各種経済的利益(借家、診察、保険など)(税向きのネット所得):

会社側が個人所得税を納税する義務を負います。

このガイダンスによれば、上記の場合、税込みのグロス所得を税抜きのネット所得へ換算した上で、その他のネット所得と合算して、その後、規定に基づいてネット所得総額を課税所得へ換算します。

2.外国投資企業に対する他社製造物品の見なし輸出はまだ認可されず

外国投資企業による見なし輸出入活動に関するガイダンスが、2018年1月31日付けOfficial Letter 130/XNK-CNとして工商省から発行されました。これによれば、外国投資企業による外国商人への物品輸出(輸入した物品、または、在ベトナムの他企業が製造した物品の輸出)の場合で物品の受渡しをベトナム国内で行う見なし輸出入形態による輸入権の実施について規定した法令はまだ無いことが、工商省により明言されています。これに先立って、工商省からは、2017年10月11日付けOfficial Letter 1384/XNK-CNが発行されており、その時点での法令に基づいて同様の問題に関するガイダンスがなされています。

従いまして、現時点においては、自社がベトナムで製造したものではない物品を見なし輸出することは、外国投資企業にはまだ認められていないと解釈できると思われれます。





3. 本社所在地とは異なる省・都市での据付サービスを伴う機械設備販売に関わる付加価値税の納税

本社所在地とは異なる省・都市での据付サービスを伴う機械設備の販売への付加価値税に関するガイダンスが、2018年1月30日付けOfficial Letter 413/TCT-KKとして税務総局から発行されました。これによれば、本社所在地とは異なる省・都市の顧客に対する機械設備の販売契約を締結して、同時に、機械設備システムの安定的稼働を保証するために据付、試運転、技術的指導

などを実施する責任も負う場合、本社所在地とは異なる省・都市における一時的な建設・据付・販売活動に関わる付加価値税の規定に基づいて、当該据付業務を実施した地域において、上述機械設備販売に関わる付加価値税の申告・納税を行う必要があります。

4. 13ヶ月目の給与は社会保険の対象外

社会保険料の計算ベースとなる給与額に関するガイダンスが、2018年2月6日付けOfficial Letter 560/LDTBXH-BHXHとして労働・傷病兵・社会省から発行されました。規定によれば、社会保険料の計算ベースとなる給与額は、基本給、手当、および、その他補足項目とされています。また、労働法第103条が規定する賞与、改善提案報奨金、シフト間の食事代、ガソリン代・電話代・通勤代・家賃・保育費・養育費等のその他制度・福利は、強制社会保険料の計算ベースに含まれません。以上の現行規定に照らし合わせて、13ヶ月目の給与や労働者の毎年の成果に基づく賞与が社会保険料の計算ベースに含まれないことを、労働・傷病兵・社会省が確認しています。



但し、このガイダンスは、特定の企業に対する個別ガイダンスですので、実際の適用に際しては、現行規定およびガイダンスに基づいて、労働者への支払い項目の本質を慎重に考慮する必要があります。



5. 関連者間取引がある会社の非関連者への借入利息



ビンズオン省税務局から2018年1月16日付けのOfficial Letter 741/CT-TT&HTが発行されました。これによれば、関連者からの借入金無く、非関連者からの借入金による借入利息しか発生していない場合で、かつ、関連者からは如何なる保証も得ていない場合、当該借入利息は、政令Decree 20/2017/ND-CP第8条第3項の規定（損金参加が認められる借入利息は、EBITDA（利払前・税引前・償却前利益）の20%を超えないこと）に従う必要は無いとのガイダンス内容になっています。



但し、これは、まだ解決していない議論が続いている問題であり、地方によっても税務局が異なる見解を出している状況であることに留意する必要があります。前回の弊社ニュースレターでも、ハノイ市税務局のガイダンスをご紹介させて頂いています。そのガイダンスでは、関連者間取引があり、かつ、借入利息が発生する場合、政令Decree 20ではEBITDA（利払前・税引前・償却前利益）の20%を超えないとされていますが、この借入利息とは、利払い相手先が関連者か非関連者かを問わず、当期中に発生した借入利息総額を意味する旨の内容となっています。

税務、その他御社事業活動に関わる法令に関するアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 28 3910 9238
E hmy.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com